

公立病院経営強化プランの点検・評価について

1 公立病院経営強化プランについて

- 令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知（別添「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要参照）により、公立病院は、令和5年度中に「公立病院経営強化プラン」を策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組むこととされました。

2 県立3病院の経営強化プランについて

- 県立3病院については、令和6年3月に経営強化プラン（対象期間：令和6～9年度）を策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組んでいます。
- 中期計画を策定している場合は、ガイドラインに示されている項目のうち不足部分を追加または別途作成することで足りるとされていますが、本県では中期計画と別に経営強化プランを策定しており、ガイドラインに示されている項目を原則すべて記載しています。

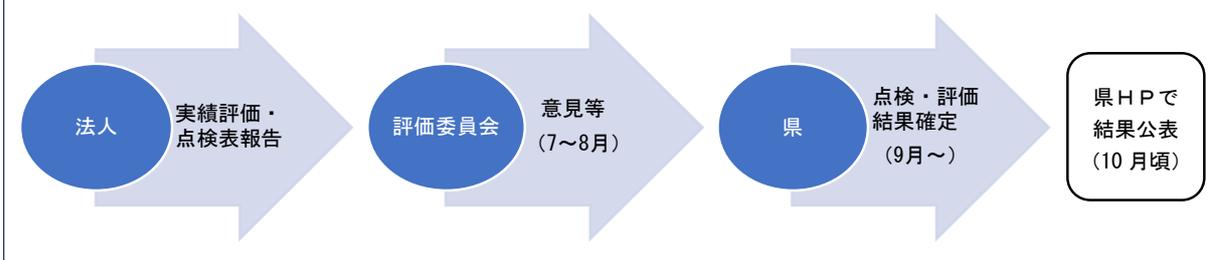
3 点検・評価・公表について

- ガイドラインでは、「プランの実施状況について概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。評価の過程においては、例えば有識者や地域住民等の参加を得て設置した委員会等に諮問するなどにより、評価の客観性を確保する必要がある。」とされています。
- 経営強化プランの対象期間は「令和6～9年度」であり、令和7年度に初めて令和6年度実績報告に関する点検・評価を行います。

4 本県における点検・評価方法について

- 本県では、岐阜県地方独立行政法人評価委員会において、法人が報告する「実績評価・点検表」に関する点検・評価をお願いするものです。
- 具体的には、「実績評価・点検表」について、項目ごとに確認いただき、意見等を記載していただきます。
- なお、県立3病院の経営強化プランは中期計画と重複する部分が多いため、その実績評価・点検については、中期計画の実績報告に記載のない部分のみ実施することとしています。
- 評価委員会でいただいた意見を基に、県で点検・評価結果を確定し、県ホームページに公表します。

<点検・評価の流れ>



「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態。**
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識される**とともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要。**

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組**を記載

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した都道府県立病院等が、**中小規模の公立病院等との連携・支援を強化していくことが重要。**

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当当局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- **概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。**

第5 財政措置

- **機能分化・連携強化に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や医師派遣に係る特別交付税措置を拡充。**

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ **医師の働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標